

【公報種別】特許法第 17 条の 2 の規定による補正の掲載

【部門区分】第 7 部門第 1 区分

【発行日】令和 3 年 11 月 4 日 (2021.11.4)

【公開番号】特開 2020-184460 (P2020-184460A)

【公開日】令和 2 年 11 月 12 日 (2020.11.12)

【年通号数】公開・登録公報 2020-046

【出願番号】特願 2019-88359 (P2019-88359)

【国際特許分類】

H 0 1 R 4/18 (2006.01)

【 F I 】

H 0 1 R 4/18 A

【手続補正書】

【提出日】令和 3 年 9 月 21 日 (2021.9.21)

【手続補正 1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 9 6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 9 6】

< 実施形態 4 >

次に、本開示の実施形態 4 にかかる端子について、図 1 3 から図 1 5 を参照しつつ説明される。図 1 3 に示されるように、端子 8 2 は、端子本体 8 5 とスライド部 8 6 とを有する。電線接続部 9 0 は、上側挟持部 1 8 A が設けられた上壁 9 3 および下側挟持部 1 8 B が設けられた下壁 9 4 と交差する一対の本体側側壁 9 1 を有する。電線接続部 9 0 の本体側側壁 9 1 には、係止突起 2 8 の上方の位置に、外方に突出する係合凸部 8 7 が形成されている。係合凸部 8 7 は、前後方向に細長く延びたリブ状に形成されている。係合凸部 8 7 の前端部および後端部は曲面形状に形成されている。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 9 7

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 9 7】

図 1 3 及び図 1 4 に示されるように、スライド部 8 6 のスライド側側壁 9 2 には、電線接続部 9 0 にスライド部 8 6 が外嵌した状態で、電線接続部 9 0 の係合凸部 8 7 に対応する位置に、係合凸部 8 7 が収容される係合凹部 8 8 が形成されている。係合凹部 8 8 は前後方向に沿って延びている。係合凹部 8 8 の前端部は前方に開口している。係合凹部 8 8 はスライド部 8 6 のスライド側側壁 9 2 を貫通していない。係合凹部 8 8 の断面形状は四角形状をなしている。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 1 1 0

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 1 1 0】

(6) 実施形態 4 にかかる係合凸部 8 7 は、円柱状、四角柱状等、任意の形状を採用しうる。

【手続補正 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 1 1 2

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 1 1 2】

- 1 0 : 端子付き電線
- 1 1 : 電線
- 1 2 , 8 0 : 端子
- 1 3 : 芯線
- 1 4 : 絶縁被覆
- 1 5 , 7 5 , 8 5 : 端子本体
- 1 6 , 6 6 , 8 6 : スライド部
- 1 6 A : 幅広部
- 1 6 B : 幅狭部
- 1 7 : 筒部
- 1 8 A , 7 8 A : 上側挟持部
- 1 8 B : 下側挟持部
- 1 9 : 弾性接触片
- 2 0 , 9 0 : 電線接続部
- 2 3 A : 上側保持突部
- 2 3 B : 下側保持突部
- 2 5 A : 上側加圧部
- 2 5 B : 下側加圧部
- 2 6 : 仮係止受け部
- 2 7 : 本係止受け部
- 2 8 : 係止突起
- 3 0 : 本体側側壁
- 3 1 : 上側加圧壁
- 3 2 : 下側加圧壁
- 3 3 : スライド側側壁
- 4 5 : 治具
- 4 6 : 治具接触部
- 4 7 : 誘い込み部
- 5 0 , 6 0 : 規制部
- 5 1 , 6 1 : 前傾斜部
- 5 2 , 6 2 : 後傾斜部
- 7 0 : 第1易屈曲部
- 7 1 : 第2易屈曲部
- 7 3 : 凸部
- 7 6 : 過度撓み抑制部
- 8 7 : 係合凸部
- 8 8 : 係合凹部
- 9 0 : 電線接続部
- 9 1 : 本体側側壁
- 9 2 : スライド側側壁